

新 旧 対 照 表

新	旧
飯山市地域防災計画	飯山市地域防災計画
修正が必要な節を抜粋してあります。 また、修正箇所は朱書きで表示してあります。	
飯山市防災会議	飯山市防災会議

新

目次

旧

目次

新	旧
- 目 次 - 修正が必要な節を2重下線で表示してあります。 第1編 総 則 第1節 計画作成の趣旨..... 1 第2節 防災の基本理念及び施策の概要..... 2 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱..... 6 第4節 飯山市の地勢と災害要因、災害記録..... 13 第5節 地震被害想定..... 17 第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第1節 風水害に強いまちづくり..... 51 第2節 災害発生直前対策..... 55 第3節 情報の収集・連絡体制計画..... 56 第4節 活動体制計画..... 58 第5節 広域相互応援計画..... 60 第6節 救助・救急・医療計画..... 63 第7節 消防・水防活動計画..... 65 第8節 要配慮者支援計画..... 69 第9節 緊急輸送計画..... 75 第10節 障害物の処理計画..... 77 第11節 避難の受入活動計画..... 91 第12節 孤立防止対策..... 98 第13節 食料品等の備蓄・調達計画..... 100 第14節 給水計画..... 102 第15節 生活必需品の備蓄・調達計画..... 103 第16節 危険物施設等災害予防計画..... 104 第17節 電気施設災害予防計画..... 106 第18節 上水道施設災害予防計画..... 107 第19節 下水道施設等災害予防計画..... 109	- 目 次 - 第1編 総 則 第1節 計画作成の趣旨..... 1 第2節 防災の基本理念及び施策の概要..... 2 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱..... 6 第4節 飯山市の地勢と災害要因、災害記録..... 13 第5節 地震被害想定..... 17 第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第1節 風水害に強いまちづくり..... 51 第2節 災害発生直前対策..... 55 第3節 情報の収集・連絡体制計画..... 56 第4節 活動体制計画..... 58 第5節 広域相互応援計画..... 60 第6節 救助・救急・医療計画..... 63 第7節 消防・水防活動計画..... 65 第8節 要配慮者支援計画..... 69 第9節 緊急輸送計画..... 75 第10節 障害物の処理計画..... 77 第11節 避難収容活動計画..... 91 第12節 孤立防止対策..... 98 第13節 食料品等の備蓄・調達計画..... 100 第14節 給水計画..... 102 第15節 生活必需品の備蓄・調達計画..... 103 第16節 危険物施設等災害予防計画..... 104 第17節 電気施設災害予防計画..... 106 第18節 上水道施設災害予防計画..... 107 第19節 下水道施設等災害予防計画..... 109

新	旧
第20節 通信・放送施設災害予防計画…………… 110	第20節 通信・放送施設災害予防計画…………… 110
第21節 鉄道施設災害予防計画…………… 112	第21節 鉄道施設災害予防計画…………… 112
第22節 災害広報計画…………… 113	第22節 災害広報計画…………… 113
第23節 土砂災害等の災害予防計画…………… 114	第23節 土砂災害等の災害予防計画…………… 114
第24節 防災都市計画…………… 131	第24節 防災都市計画…………… 131
第25節 建築物災害予防計画…………… 132	第25節 建築物災害予防計画…………… 132
第26節 道路及び橋梁災害予防計画…………… 133	第26節 道路及び橋梁災害予防計画…………… 133
第27節 河川施設等災害予防計画…………… 134	第27節 河川施設等災害予防計画…………… 134
第28節 農林水産物災害予防計画…………… 136	第28節 農林水産物災害予防計画…………… 136
第29節 二次災害の予防計画…………… 137	第29節 二次災害の予防計画…………… 137
第30節 防災知識普及計画…………… 139	第30節 防災知識普及計画…………… 139
第31節 防災訓練計画…………… 142	第31節 防災訓練計画…………… 142
第32節 災害復旧・復興への備え…………… 145	第32節 災害復旧・復興への備え…………… 145
第33節 自主防災組織等の育成に関する計画…………… 147	第33節 自主防災組織等の育成に関する計画…………… 147
第34節 企業防災に関する計画…………… 148	第34節 企業防災に関する計画…………… 148
第35節 ボランティア活動の環境整備…………… 149	第35節 ボランティア活動の環境整備…………… 149
第36節 風水害対策に関する調査研究及び観測…………… 151	第36節 風水害対策に関する調査研究及び観測…………… 151
第37節 観光地の災害予防計画…………… 152	第37節 観光地の災害予防計画…………… 152
第38節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進…………… 153	第38節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進…………… 153
第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画
第1節 災害直前活動…………… 251	第1節 災害直前活動…………… 251
第2節 災害情報の収集・連絡活動…………… 301	第2節 災害情報の収集・連絡活動…………… 301
第3節 非常参集職員の活動…………… 311	第3節 非常参集職員の活動…………… 311
第4節 広域相互応援活動…………… 322	第4節 広域相互応援活動…………… 322
第5節 ヘリコプターの運用計画…………… 326	第5節 ヘリコプターの運用計画…………… 326
第6節 自衛隊の災害派遣…………… 330	第6節 自衛隊の災害派遣…………… 330
第7節 救助・救急・医療活動…………… 334	第7節 救助・救急・医療活動…………… 334
第8節 消防・水防活動…………… 341	第8節 消防・水防活動…………… 341
第9節 要配慮者に対する応急活動…………… 345	第9節 要配慮者に対する応急活動…………… 345
第10節 緊急輸送活動…………… 347	第10節 緊急輸送活動…………… 347
第11節 障害物の処理活動…………… 349	第11節 障害物の処理活動…………… 349
第12節 避難受入れ及び情報提供活動…………… 350	第12節 避難収容及び情報提供活動…………… 350
第13節 孤立地域対策活動…………… 381	第13節 孤立地域対策活動…………… 381
第14節 食料品等の調達供給活動…………… 382	第14節 食料品等の調達供給活動…………… 382
第15節 飲料水の調達供給活動…………… 384	第15節 飲料水の調達供給活動…………… 384
第16節 生活必需品の調達供給活動…………… 385	第16節 生活必需品の調達供給活動…………… 385
第17節 保健衛生、感染症予防活動…………… 387	第17節 保健衛生、感染症予防活動…………… 387
第18節 遺体の捜索及び対策等の活動…………… 389	第18節 遺体の捜索及び処置等の活動…………… 389
第19節 廃棄物の処理活動…………… 391	第19節 廃棄物の処理活動…………… 391

新	旧
第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動…………… 393 第21節 危険物施設等応急活動…………… 394 第22節 電気施設応急活動…………… 397 第23節 上水道施設応急活動…………… 398 第24節 下水道施設等応急活動…………… 400 第25節 通信・放送施設応急活動…………… 402 第26節 鉄道施設応急活動…………… 403 第27節 災害広報活動…………… 405 第28節 土砂災害等応急活動…………… 421 第29節 建築物災害応急活動…………… 422 第30節 道路及び橋梁応急活動…………… 423 第31節 河川施設等応急活動…………… 424 第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動…………… 425 第33節 農林水産物災害応急活動…………… 427 第34節 文教活動…………… 429 第35節 飼養動物の保護対策…………… 433 第36節 ボランティアの受入れ体制…………… 434 第37節 義援物資及び義援金の受入れ体制…………… 435 第38節 災害救助法の適用…………… 436 第39節 観光地の災害応急対策…………… 437	第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動…………… 393 第21節 危険物施設等応急活動…………… 394 第22節 電気施設応急活動…………… 397 第23節 上水道施設応急活動…………… 398 第24節 下水道施設等応急活動…………… 400 第25節 通信・放送施設応急活動…………… 402 第26節 鉄道施設応急活動…………… 403 第27節 災害広報活動…………… 405 第28節 土砂災害等応急活動…………… 421 第29節 建築物災害応急活動…………… 422 第30節 道路及び橋梁応急活動…………… 423 第31節 河川施設等応急活動…………… 424 第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動…………… 425 第33節 農林水産物災害応急活動…………… 427 第34節 文教活動…………… 429 第35節 飼養動物の保護対策…………… 433 第36節 ボランティアの受入れ体制…………… 434 第37節 義援物資及び義援金の受入れ体制…………… 435 第38節 災害救助法の適用…………… 436 第39節 観光地の災害応急対策…………… 437
第 3 章 災害復旧・復興計画	第 3 章 災害復旧・復興計画
第 1 節 復旧・復興の基本方針の決定…………… 501 第 2 節 迅速な原状復旧の進め方…………… 503 第 3 節 計画的な復興…………… 505 第 4 節 資金計画…………… 507 第 5 節 被災者等の生活再建等の支援…………… 508 第 6 節 被災中小企業等の復興…………… 511	第 1 節 復旧・復興の基本方針の決定…………… 501 第 2 節 迅速な原状復旧の進め方…………… 503 第 3 節 計画的な復興…………… 505 第 4 節 資金計画…………… 507 第 5 節 被災者等の生活再建等の支援…………… 508 第 6 節 被災中小企業等の復興…………… 511
第 3 編 地震災害対策編	第 3 編以降については、軽微な修正のため、協議は省略させていただきます。 第 3 編 地震災害対策編
第 1 章 地震災害予防計画	第 1 章 地震災害予防計画
第 1 節 地震に強いまちづくり…………… 601 第 2 節 情報の収集・連絡体制計画…………… 604	第 1 節 地震に強いまちづくり…………… 601 第 2 節 情報の収集・連絡体制計画…………… 604

新	旧
—— 第 1 編 —— 総 則 =====	—— 第 1 編 —— 総 則 =====

新	旧
切な復旧を図る。	切な復旧を図る。

新			旧		
	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
	土 地 改 良 区	(1) ため池、ダム及び水こう門及び農業用水路等の防災に關すること。 (2) 排水機場の改良及び復旧に關すること。		土 地 改 良 区	(1) ため池、ダム及び水こう門及び農業用水路等の防災に關すること。 (2) 排水機場の改良及び復旧に關すること。
	長 電 バ ス ㈱ (飯山営業所)	災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に關すること。		長 電 バ ス ㈱ (飯山営業所)	災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に關すること。
	(公社)長野県トラ ック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に關すること。		(公社)長野県トラ ック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に關すること。
	放送事業者	気象予報及び警報、災害情報等広報に關すること。		放送事業者	気象予報及び警報、災害情報等広報に關すること。
	長野県情報ネッ トワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に關すること。		長野県情報ネッ トワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に關すること。
	県医師会（飯水 医師会）、県歯科 医師会、看護協 会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に關すること。		県医師会（飯水 医師会）、県歯科 医師会、看護協 会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に關すること。
	県薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に關すること。		県薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に關すること。
	(一社)長野県 L P ガス協会	液化石油ガスの安全に關すること。		(一社)長野県 L P ガス協会	液化石油ガスの安全に關すること。
	(一社)長野県建設 業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に關すること。		(一社)長野県建設 業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に關すること。
	(社福)長野県社会 福祉協議会	災害ボランティアに關すること。		(社福)長野県社会 福祉協議会	災害ボランティアに關すること。
8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者			8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者		
	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
	北信州みゆき農 業協同組合	(1) 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に關すること。 (2) 農作物の災害応急対策の指導に關すること。 (3) 被災農家に対する融資、あつせんに關すること。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつせんに關すること。 (5) 農産物の需給調整に關すること。 (6) 被災事業者等に対する資金融資に關すること。		北信州みゆき農 業協同組合	(1) 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に關すること。 (2) 農作物の災害応急対策の指導に關すること。 (3) 被災農家に対する融資、あつせんに關すること。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつせんに關すること。 (5) 農産物の需給調整に關すること。 (6) 被災事業者等に対する資金融資に關すること。

新	旧
がある。また、市内の建物は木造のものが多く風による被害を受けやすいため、住家等の倒壊に警戒が必要である。 (2) 火 災 過去において何度か大火にあったが、ここ50年くらいは消防力の強化と火災予防及び防火思想の普及に努め、大火災の発生を防いでいる。しかし、依然木造建築が多いえ市街地及び民宿地帯では建物の過密、高層、複雑化がみられ、更には、生活様式の向上とあいまって化学燃料の急激な普及、可燃物、危険物施設の増加等によって、火災の大規模化が懸念され、これに対応する消防体制の強化が必要である。 (3) 雪 害 飯山市は全国でも有数の豪雪地帯であり、毎年雪による様々な被害を被っている。 今後もこの地域の特性として、豪雪、雪崩、春先の融雪等による災害発生が予想されるので、雪害対策の強化が必要である。 (4) 地 震 大地震が発生すると、大きな地殻変動を伴い震源が浅いところにある場合は、断層や土地の隆起、沈降が現われる。 また、山崩れ、がけ崩れを起こし、ときには山津波になり河川をせき止め、それが原因となって洪水になることがある。 市域は、信濃川断層帯に含まれ善光寺地震、長沼地震、松代群発地震にみられるように地震の発生しやすい地域であり、最近の中越・中越沖地震、東日本大震災や長野県北部地震のこともあり地震対策について一層の強化が必要である。 4 過去の災害記録 過去に発生した主な大規模災害の記録は、第 7 編資料19 - 1 のとおりである。	がある。また、市内の建物は木造のものが多く風による被害を受けやすいため、住家等の倒壊に警戒が必要である。 (2) 火 災 過去において何度か大火にあったが、ここ50年くらいは消防力の強化と火災予防及び防火思想の普及に努め、大火災の発生を防いでいる。しかし、依然木造建築が多いえ市街地及び民宿地帯では建物の過密、高層、複雑化がみられ、更には、生活様式の向上とあいまって化学燃料の急激な普及、可燃物、危険物施設の増加等によって、火災の大規模化が懸念され、これに対応する消防体制の強化が必要である。 (3) 雪 害 飯山市は全国でも有数の豪雪地帯であり、毎年雪による様々な被害を被っている。 今後もこの地域の特性として、豪雪、雪崩、春先の融雪等による災害発生が予想されるので、雪害対策の強化が必要である。 (4) 地 震 大地震が発生すると、大きな地殻変動を伴い震源が浅いところにある場合は、断層や土地の隆起、沈降が現われる。 また、山崩れ、がけ崩れを起こし、ときには山津波になり河川をせき止め、それが原因となって洪水になることがある。 市域は、信濃川断層帯に含まれ善光寺地震、長沼地震、松代群発地震にみられるように地震の発生しやすい地域であり、最近の中越・中越沖地震、東日本大震災や長野県北部地震のこともあり地震対策について一層の強化が必要である。 4 過去の災害記録 過去に発生した主な大規模災害の記録は、第 7 編資料19 - 1 のとおりである。

新

—— 第2編 ——
風水害対策編

旧

—— 第2編 ——
風水害対策編

新			旧		
	(社)長野県ダンプカー協会飯山支部			(社)長野県ダンプカー協会飯山支部	
災害時における応急対策業務の実施に関する細目協 定書	飯山市建設業協会 (社)長野県ダンプカー協会飯山支部	第7編資料4 - <u>13</u>		災害時における応急対策業務の実施に関する細目協 定書	飯山市建設業協会 (社)長野県ダンプカー協会飯山支部 第7編資料4 - 12
災害時における応急危険度判定の協力に関する協定	長野県建築士会飯水 支部	第7編資料4 - <u>14</u>		災害時における応急危険度判定の協力に関する協定	長野県建築士会飯水 支部 第7編資料4 - 13
災害時の情報交換に関する協定	関東地方整備局 北陸地方整備局	第7編資料4 - <u>15</u>		災害時の情報交換に関する協定	関東地方整備局 北陸地方整備局 第7編資料4 - 14
災害時における電気の保安に関する協定書	一般財団法人中部電 気保安協会長野支店	第7編資料4 - <u>16</u>		災害時における電気の保安に関する協定書	一般財団法人中部電 気保安協会長野支店 第7編資料4 - 15
災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	(株)カインズ	第7編資料4 - <u>17</u>		災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	(株)カインズ 第7編資料4 - 16
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	第7編資料4 - <u>18</u>		災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株) 第7編資料4 - 17

新	旧
更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。 イ 住民は、土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。やむを得ず新築等行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について<u>県、市</u>に助言を求めるものとする。 7 市民への周知 市は、市民に対して、土砂災害警戒区域に関する情報を周知する。市民に周知すべき情報はおおむね次のとおりである。 - 土砂災害警戒区域の位置 - 災害実績 - 避難勧告・指示等の基準	更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。 イ 住民は、土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。やむを得ず新築等行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について<u>市等</u>に助言を求めるものとする。 7 市民への周知 市は、市民に対して、土砂災害警戒区域に関する情報を周知する。市民に周知すべき情報はおおむね次のとおりである。 - 土砂災害警戒区域の位置 - 災害実績 - 避難勧告・指示等の基準

新	旧
(2) 自然災害が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識 (3) 職員等が果たすべき役割 (4) 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識 (5) 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題 5 大災害の教訓や災害文化の伝承 過去に起こった大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を保管し、未来へ伝達するため、広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。 また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。	(2) 自然災害が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識 (3) 職員等が果たすべき役割 (4) 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識 (5) 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題 5 大災害の教訓や災害文化の伝承 過去に起こった大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を保管し、未来へ伝達するため、広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。 また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

